

一時保育利用者負担軽減費の請求について

板橋区の保育園で、一時保育事業を実施しています。令和7年4月から、所得の低い世帯、区が支援が必要と認めた世帯等の児童が一時保育事業を利用する場合、利用料の一部を助成する制度が始まります。

1.対象となる方および助成金額

次の①～③の要件をすべて満たす方が対象です。

- ① 一時保育利用日時点で、児童及び保護者が板橋区内に居住していること
- ② 板橋区で実施している一時保育事業を令和7年4月1日以降に利用したこと
- ③ 次の表の対象となる世帯のいずれかに該当すること

(複数当てはまる場合は、補助額が大きいほうの金額が適用になります)

対象となる世帯	補助基準額(児童1人当たり日額)
生活保護受給世帯	3,000円
住民税非課税世帯	2,400円
年収360万円未満相当世帯(住民税の所得割課税額が合計77,101円未満の世帯)	2,100円
区が特に支援が必要と認めた世帯のうち、一時保育事業の利用を促した世帯	1,500円

1日の利用料が補助基準額に満たない場合、利用料の金額が補助上限となります。

2.対象の施設

板橋区内の区立保育園、私立認可保育園、小規模保育園が対象です。

一時保育の実施施設につきましては、板橋区のホームページをご覧ください。

※幼稚園は対象となりませんのでご注意ください。

3.申請期間・振込時期

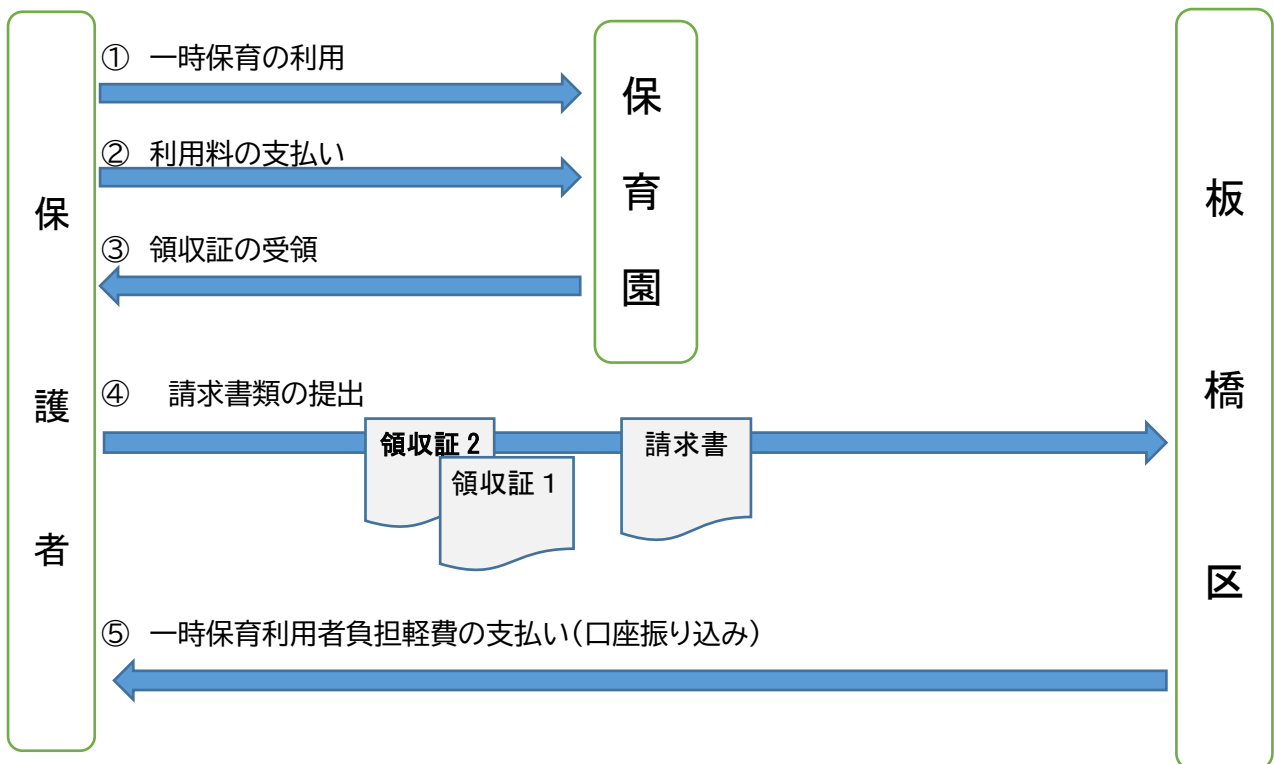
一時保育利用者負担軽減費の請求の手続きは年4回の受付を予定しています。

令和7年度 スケジュール

	利用月	申請期間	振込予定
第1回支払	令和7年4月～6月	令和7年7月1日～7月18日	令和7年9月下旬
第2回支払	令和7年7月～9月	令和7年10月1日～10月17日	令和7年12月下旬
第3回支払	令和7年10月～12月	令和8年1月5日～1月19日	令和8年3月下旬
第4回支払	令和8年1月～3月	令和8年4月1日～4月10日	令和8年5月下旬

※申し込みが遅れた場合、次の申請期間にお申込みください。同じ年度内であれば受付が可能(令和7年4月～令和8年3月利用分は、第4回支払の申請期間までにご申請いただければ、補助対象)です。

4.利用者負担軽減事業費の請求の流れ



① 一時保育の利用

まずは一時保育を利用します。

② 利用料の支払い

保護者は、一時保育の利用料を保育園にいったん全額支払います。

③ 領収証の受領

保護者は保育園から領収証を受領します。

保育園で独自の様式を用意していない場合は、板橋区のホームページにある領収証の様式をダウンロードしたものに記入してもらってください。

④ 請求書類の提出

保護者は板橋区保育サービス課に請求書類を提出します。

郵送か窓口でのご提出をお願いします。※fax、メールでのご提出は受付できません。

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所

子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第一係 (南館 3階 ③ 窓口)

⑤ 一時保育利用者負担軽減費の支払い(口座振り込み)

請求書に記載した口座に、一時保育利用者負担軽減費が振り込まれます。

5.申請に必要な書類

対象となる世帯	必要書類
生活保護受給世帯	① 一時保育利用者負担軽減事業請求書 ② 各保育園が発行した領収証
住民税非課税世帯	① 一時保育利用者負担軽減事業請求書 ② 各保育園が発行した領収証 ③ 世帯分の住民税課税(非課税)証明書(コピー可)が必要になる場合があります。※
年収360万円未満相当世帯(住民税の所得割課税額が合計77,101円未満の世帯)	① 一時保育利用者負担軽減事業請求書 ② 各保育園が発行した領収証 ③ 世帯分の住民税課税(非課税)証明書(コピー可)が必要になる場合があります。※ 証明書の備考欄に税額控除額の内訳が必要です。
区が特に支援が必要と認めた世帯のうち、一時保育事業の利用を促した世帯	① 一時保育利用者負担軽減事業請求書 ② 各保育園が発行した領収証 ③ 区が指定する書類

・住民税課税・非課税証明書は、1月1日に住民登録がある市区町村で発行されます。

・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを使ってコンビニで発行できる場合があります。

※住民税非課税世帯・年収360万円未満相当世帯の判定は、時期によって分かります。

〈令和7年4～8月利用分を請求するとき〉

令和6年1月1日に板橋区に住民登録がある方→住民税課税・非課税証明書の提出は不要です。

令和6年1月1日に板橋区に住民登録がない方→住民税課税・非課税証明書の提出が必要です(コピー可)。

〈令和7年9～令和8年3月利用分を請求するとき〉

令和7年1月1日に板橋区に住民登録がある方→住民税課税・非課税証明書の提出は不要です。

令和7年1月1日に板橋区に住民登録がない方→住民税課税・非課税証明書の提出が必要です(コピー可)。

6.よくある問い合わせ

質問	回答
利用回数に制限はありますか？	制限はありません。
いつ一時保育を利用した分が補助の対象ですか？	令和7年4月以降に一時保育を利用した分が補助対象です。
自分の世帯年収がわからないため、問い合わせることは可能ですか？	下記に住民税の確認方法について記載しています。それでも該当かどうかわからない場合は、一度ご申請ください。お電話での問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
自分の世帯年収はどのように調べられますか？	住民税の「特別徴収の決定通知書」または「課税(非課税)証明書」で確認できます。 ・非課税の方は特別区民税「所得割」、「均等割」の額がいずれも0円。 ・年収 360 万円未満相当の方は特別区民税「税額控除前所得割額」の欄を世帯員分すべて合算し、77,101円未満
生活保護は受給していません。父母のうち、どちらかが非課税で、もう1人は年収360万円以上の場合、補助の対象になりますか？	世帯としての補助要件となるため、世帯員のうちいずれかのみが要件を満たす場合は、対象外となります。そのため、お尋ねのケースでは補助対象外となります。
幼児教育・保育無償化(施設等利用費)の制度と両方補助を受けられますか？	幼児教育・保育無償化(施設等利用費)の制度と、一時保育利用者負担軽減の制度の両方に該当する方は、幼児教育・保育無償化(施設等利用費)の制度の補助が優先になります。幼児教育・保育無償化(施設等利用費)の制度で上限額を超える場合は、一時保育利用者負担軽減制度の補助対象になります。

↓ 区ホームページはこちら ↓



<お問合せ先・提出先>

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所

子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第一係 (南館 3階 ㊸ 窓口)

電話 : 03-3579-2492 (一時保育の利用者負担軽減のことで、とお話してください)